

# 令和2年度 事業計画書

## 基本方針

人種、国籍、文化の違いを認め、尊重し、互いに支え合う多文化共生の社会づくりを実現するため、県民の国際理解と地域の活性化を図り、世界に開かれ、世界に貢献する鳥取県づくりに寄与するための諸事業を展開していく。

また、平成31年4月より、在留外国人が安心して訪問、生活できる多文化共生社会を推進していくため、鳥取県が外国人受入環境整備交付金を活用した生活全般における多言語での情報提供や相談を受け付ける窓口を設置するにあたり、「鳥取県国際交流財団外国人相談窓口」として業務の委託を受けており、令和2年度も引き続き、関係機関との連携を図りながら、本所、倉吉事務所、米子事務所において関係する事業を実施する。

法人管理においては、評議員会、理事会の運営を適正に行い、公益認定法人として法令を遵守し、役職員一体となって定款と内部規程に沿った業務執行体制の整備と持続可能な財政基盤の強化に努める。

## <公益目的事業> 国際交流・多文化共生の推進

### (1) 地域の国際化に向けた情報の収集・提供・発信

#### ア 多言語情報の提供と発信

ア) ホームページの運営 (県補助事業 1/2)

財団の事業やサービスを広く紹介したり、地域の国際交流・協力活動についての関心を高めるための情報提供、情報交換の場としての機能の充実をはかるとともに、多言語情報を必要としている住民にとって閲覧しやすいホームページとするため、構成の見直しなど内容の充実を図っていく。

イ) 多言語メールマガジンの配信 (県補助事業 1/2)

外国語版「Torimo」(英語、中国語、タガログ語、ベトナム語)を携帯電話向けに配信する。また、平時より生活情報や防災に対する安心と意識啓発となるような記事を定期的に配信する。

ウ) 機関紙の発行 (県補助事業 1/2)

財団の事業や、地域の国際交流事業等の情報を提供する機関紙「とっとり国際通信」を発行する。年3回・A4 一部カラー刷 12ページ 各号2,000部 一部記事については英語・中国語でも表記)

#### イ 交流拠点の運営と関係機関との連携

ア) 本所・倉吉事務所・米子事務所の運営 (県補助事業 10/10)

全県的な国際化推進のため、本所、倉吉事務所、米子事務所を運営し、国際交流、国際協力、多文化共生の拠点としての機能充実を図り、関連図書や外国語学習教材、日本語教材、外国語の新聞・雑誌、民族衣装等を整備し、利用者の閲覧及び貸出に供する。

また、本所においては、毎月第2日曜日の午後に行行政書士による在留資格相談日を設ける。

イ) 関係機関との連携 (自主事業)

県内に拠点を置く国際交流・協力団体や市町村担当者のほか関係機関と連携し、地域の国

際交流の推進と活性化のために共に活動していくための連絡調整や情報交換（連絡会議等）を行う。また、先進的な取り組みを学び財団の事業に反映させていくための地域国際化協会連絡協議会等における研修会や意見交換会への参加、地域への貢献、外国人コミュニティとの連携などにも積極的に取り組んでいく。

## （２）地域の国際化につながる活動の推進と在住外国人トータルサポート事業

### ア あんしん生活・コミュニケーション支援

ア) 国際交流コーディネーターの配置（県委託事業・外国人受入環境整備交付金（運営））

外国出身者の日常生活における言語及び文化の違いによる障壁をできるだけ低くするべく、英語圏、中国語圏、ベトナム出身（平成30年度から倉吉事務所に配置。31年度から新たに本所、米子事務所にも配置）の国際交流コーディネーターを配置し、面談や電話等により、さらにトリオフォン（三者通話機能）、TV会議システム等も活用して母国語で困りごと等の相談に応じるとともに、必要に応じて専門機関等への橋渡しを行う。他の言語については多言語対応アプリを搭載したタブレット等翻訳機器により対応する。

また、ホームページやメールマガジン、機関紙といった情報ツールによる発信情報等の翻訳、国際理解を促す財団事業の企画、運営のほか学校や地域の要請に応じた国際理解講座の講師をつとめるなど地域の国際交流事業にも積極的に参画していく。（英語圏出身1名、中国語圏出身3名、ベトナム出身2名）

イ) 【拡充】日本語クラスの運営（県補助事業3/4）

外国出身者が日常生活のうえで必要最低限のコミュニケーション能力を身につけ、自立した生活をおくる一助となるよう、専任講師とボランティアによるクラス形式の日本語教室を運営する。近年、主にベトナム人技能実習生の増加等により学習希望者が急増していることを踏まえ、学習内容や形式など各地域の学習者の特性にあわせた運営を工夫していく。それに伴い、令和2年度からは、運営に携わる講師及びボランティアの研修や意見交換の場を組み入れ、クラス運営の一体的な充実を図っていくこととしたい。

<東部：日曜日 基礎クラス①②・初級クラス（①会話・②生活漢字）・中級クラス・子ども日本語クラス>

<中部：水曜日 初級クラス、日曜日 基礎クラス・初級クラス>

<西部：日曜日 基礎クラス・初級クラス>

ウ) 専門通訳ボランティアの派遣（県補助事業3/4）

関係機関または外国出身者からの要請に応じて、登録している医療通訳ボランティアを医療及び保健機関等に派遣し、また同じく登録しているコミュニティ通訳ボランティアを保育園・幼稚園や学校、福祉等の行政窓口へ派遣し、医療や適切な制度説明等に必要な言葉の支援を行う。

エ) 防災・災害時支援事業の実施（県補助事業3/4）

大規模災害時に、災害弱者となりやすい外国出身者の不安を取り除き、外国人が防災についての知識を得たり、実際に体験してみることでいざというときに備える意識を醸成するため、日本語クラスなどを利用した防災学習のほか、地域国際化協会各地域ブロックにおいても、引き続き広域災害時における連携・支援体制の検討のためのシミュレーションや研修を

進めていく。

オ)【改編】外国人相談窓口・多文化共生サポート事業の実施（県委託事業・外国人受入環境整備交付金（運営））

30年度に財団ホームページに構築した多文化共生ポータルサイト（災害情報などの「重要なお知らせ」、「せいかつ安心情報」、「多言語相談フォーム」）を運用するために相談内容の翻訳（回答）や情報提供、相談内容に応じた専門機関等との連携について「多文化共生ポータルサイト運営事業」として実施していたものを、31年4月の改正入管法施行とともに、県より外国人受入環境整備交付金を財源とする「鳥取県国際交流財団外国人相談窓口業務（運営）」を受託し、これまで行ってきた外国人相談を拡充し、各事務所に窓口を設けるとともに、広報やサポート体制の強化を行っている。係る事業を当該事業としてまとめ、効率的な運用を行っていくこととしたい。

- ① 多文化共生ポータルサイトの運営（「重要なお知らせ」「せいかつ安心情報」「相談フォーム」の翻訳（回答）及び専門機関への同行、対応）
- ② 多文化共生サポーター制度の運営
- ③ 広報業務（市町村窓口等で相談窓口など財団のサービス内容について紹介するファイルブックの配布、PRチラシ、名刺版PRカードの作成等経費）
- ④ 外国人相談窓口運営事務

カ) 私費外国人留学生奨学金の支給（県補助事業 10/10）

県内の高等教育機関に在籍する私費留学生（11名分）に対し、月額2万円の奨学金を支給し勉学生活を支援する。なお、奨学生には「国際交流活動ボランティア」として当財団や地域の国際交流活動への貢献を促す。

また、「環日本海交流地域私費外国人留学生奨学金」枠（4名分）については、対象地域に台湾台中市、米国バーモント州、ジャマイカ ウェストモアランド県を加え「鳥取県友好提携・交流地域私費外国人留学生奨学金」として引き続き運営し、一般奨学生と同様に月額2万円の奨学金を支給することで、鳥取県と関係の深い地域との交流の牽引役としての協力を期待するとともに、地域の国際交流事業への積極的な参画を促していく。

キ) 国際交流ボランティア登録制度の運営（自主事業）

交流活動、ホストファミリー等のボランティア登録制度を運営し、公的機関や民間団体等の要請に応じて紹介することにより、県民のボランティア活動を推進する。なお、これまでこの制度の中で運営していた通訳、翻訳、日本語学習支援の分野については、イの担い手となる人材の育成における専門研修等と連携した登録制に移行する。

ク)【新規】地域の多文化共生推進交流会の実施（県補助事業 3/4）

生活者としての外国人住民の文化を尊重しながら、日本の文化の理解も促し、自然なかたちで相互に交流できる機会を創出し、県民の中で身近な地域の多文化共生推進のリーダーの養成も含め、各地域での多文化共生の実践と浸透を図るきっかけづくりとする。

## イ 担い手となる人材の育成

ア)【拡充】 専門通訳ボランティア育成事業の実施（県委託事業・外国人受入環境整備交付金（運営））

専門知識、対人援助能力などを学んだ医療及びコミュニティ通訳ボランティアの更なる資質向上を目指したフォローアップ研修や新たな人材を養成するための講座を全県的に開催し、活動者同士の交流とネットワークづくりにも配慮する。また、登録者の自発的な活動を促進にも重点を置き、勉強会や意見交換会等の側面的な支援を行う。

イ)【改編】 地域における日本語教育支援者養成講座の実施（県補助事業 3/4）

これまで、「日本語講師・ボランティア養成講座」として日本語学習支援に関わる人材のブラッシュアップ講座や、これからの活動に意欲のある人を対象にした研修会を、県内三地域の実状にあわせたかたちで実施してきた。令和2年度からは、今後地域における日本語教育支援者として求められる資質にあわせた専門研修を全県的に長期的な視野で開催することで、学習支援体制の効率的かつ充実を図ることとする。また、外国にルーツをもつ児童・生徒への日本語支援として、27年度から日本語クラスでの「子ども日本語コース」創設や、市町教育委員会との連携を諮る中で、多様な学習者のニーズにあわせた支援者のネットワークづくりも必要となっている。このような支援者のスキルアップと情報交換を目的とする研修会を開催することで、よりよい支援環境、ネットワークを整えていながら自発的な学習会等の形成を促していく。

ウ)【継続】 通訳ボランティアスキルアップ講座の実施（県委託事業）

県内で大規模スポーツ大会やキャンプが開催され、多くの外国人選手・関係者の来県が予定されている。本県として万全のおもてなしができる受入態勢の構築に向けて、スポーツ文化教養・各競技の専門用語・スポーツ選手への対応心得などを習得していただき大会やキャンプにおける各場面での通訳リーダーとなる人材の育成を目指すことを目的とするスキルアップ講座を実施する。（平成29年度から継続して実施。令和2年度は2020東京オリパラキャンプとWMG2021関西を想定した講座を予定）

## (3) 世界につながる県民の国際理解・国際協力推進事業

### ア 国際理解推進事業

ア) 米国バーモント州との青少年交流促進事業の実施（県補助事業 10/10）

平成30年7月に鳥取県とバーモント州政府が姉妹提携協定書に調印したことを機に、これまで10年間にわたりカウンターパートとして交流事業を進めてきたNPO法人 Green Across the World（略称：GATW）と「環境学習を通じた青少年交流」に関する協定を締結し、さらに強固な体制で国際的視野をもった青少年の育成を図るとともに、鳥取県と米国バーモント州とのさらなる交流を促進するため、県内の高校生等をバーモント州に派遣する。派遣中はホームステイを通じて生きた英語に触れながら文化や生活習慣を学び、現地の高校生と共に環境学習や米国の学校生活を体験するなどの交流を行う。また、同州の高校生を県内に受け入れ、鳥取県の自然・歴史・文化などの体験プログラム、ホームステイ、高校の授業参加などを通じた相互交流事業を展開する。

なお、派遣事業については、平成31（令和元）年度より参加者から一部負担金を徴収し

て実施している。(令和2年度 受入事業は中止:4月19日~27日の予定で準備を進めていたが、GATWより新型コロナウイルスの拡大に伴い協議の結果、今年度の渡航を断念する旨の連絡があった。派遣事業については10月中・下旬を予定。)

## イ 国際協力推進事業

### ア) 県費留学生・研修員等の受入(県委託事業)

鳥取県と関係の深い国々の将来を担う青年を招き、必要な技術を習得、研究することで母国の発展に大きく寄与する人材となるよう養成し、併せて県民との友好親善の担い手となることを目的に、県からの委託を受けて、県内で技術研修を行う研修員等の受入業務を行う。

- ① 韓国江原道相互派遣研修生受入事業
- ② ブラジル交流促進事業
- ③ 自治体職員協力交流研修員受入事業(中国吉林省)

## (4) 山陰・夢みなと博覧会記念基金を活用した県民主体・参加型国際交流事業

### ア 基金による助成事業

#### ア) 民間国際交流・協力事業への助成

県内に拠点をおく民間交流団体等が実施する県民参加型の地域の国際化に資する国際交流・協力事業に対し、事業にかかる直接的な経費を同一年度内に一団体あたり合計で300万円(青少年事業を含む場合は500万円)を上限に助成する。

#### イ) 海外教育旅行への助成

本県の将来を担う児童・生徒の国際性豊かな資質の醸成と、山陰唯一の国際定期便である米子ソウル便及び環日本海定期貨客船の利用促進に資するものとして、県内の小・中学校、高等学校等が実施する海外への教育旅行に対し、経費の一部を助成する。(パスポート(5年)相当分の半額として5,500円を全員に交付。ただし、米子-ソウル便・香港便及び環日本海定期貨客船を利用した場合には、1万円を上乗せして交付。)

### イ 基金による県民参加型交流事業

#### ア) 子どものための異文化理解体験講座の実施

小学生を対象に、学校に直接出向き外国人講師との多言語による歌やダンス、遊びやゲームの体験によりさまざまな国の文化に触れ、世界の中の日本について考える機会を提供する講座を実施する。

#### イ) 国際交流フェスティバルの実施

多文化共生社会の実現に向けて、誰でも気軽に交流ができる機会を広く提供するとともに県民と在住外国出身者との協働による異文化理解の促進を目指して、県内三地区で国際交流フェスティバルを実施する。(令和2年度 東部11月15日、中部11月22日、西部9月27日を予定)

#### ウ) 多文化共生ネットワーク連携事業

県内で外国人の定住化が進む中で、多様な文化を持つ人々が尊重し合いながら生活していく地域づくりに向けて、28年度から取り組んでいる外国出身者の声を直接聴き、事業に反映させていく場としての「多文化共生ネットワーク会議」の運営と、協働事業を実施する。